

毎年9月は障害者雇用支援月間 ～みんなが働きやすい社会へ～ 障害者雇用促進法が改正されました



「障害者雇用促進法」とは、障がい者の職業の安定を目的に定めた法律です。障がい者の雇用をより一層促進するため、民間事業主に対しては「事業主に対する給付制度」「優良事業主としての認定制度」が令和2年4月1日から新しく盛り込まれました。

1 短時間であれば働ける障がい者の雇用を推進する特例給付金制度

週10～20時間未満の障がい者を雇用する事業主に対して、特例給付金が支給されるようになりました。

改正前は、週所定労働時間20時間未満の雇用障がい者は、雇用率制度*の対象とはならなかったため、事業主は障害者雇用調整金などの支援を受けられませんでした。週20時間を超えて働くことが難しい障がい者が一定数いることから、改正による障がい者の雇用機会の増加が期待されます。

週所定労働時間	雇用率制度	障害者雇用納付金 障害者雇用調整金	新設 特例給付金
30時間以上	○	○	×
20～30時間	○	○	×
10～20時間	×	×	○
10時間未満	×	×	×

*雇用率制度…民間企業や国、地方公共団体などに対し、労働者の一定割合の障がい者を雇用することを義務付けるもの

2 中小企業を対象とした優良事業主としての「認定制度」 （「もにす認定制度」）

中小企業を対象とした優良事業主としての認定制度が創設されました。優良事業主として認定されるためには、評価項目ごとに加点方式で採点し、一定以上の得点を獲得する必要があります。申請は、管轄のハローワーク、県へ行ってください。



認定のメリット

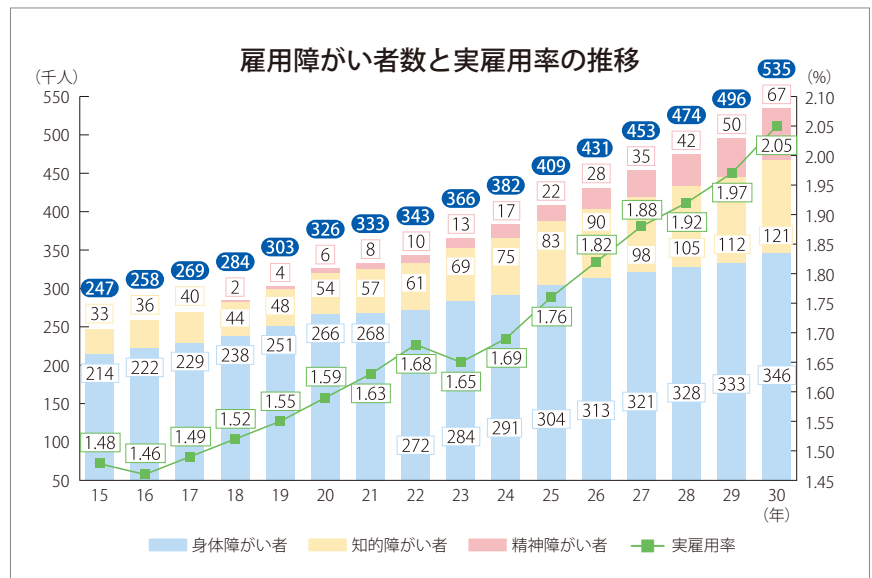
- ・自社の商品や広告などで認定マークが使用できる
- ・認定マークによって働き方改革などの広報効果が期待できる
- ・障がいの有無に関係なく、幅広い人材の採用・確保の円滑化につながる

認定マーク
（愛称：もにす）

障がい者雇用の現状

民間事業主に雇用されている障がい者の数は、平成30年6月1日現在で53.5万人となり、15年連続で過去最高を更新しています。雇用障がい者数と実雇用者は年々増加しており、障がい者雇用は着実に進展しています。

今後も障がい者が適性に応じて、能力を十分に発揮して働くことができる社会にしていくことが必要です。



● 問合せ先

福祉課障がい者福祉係
☎72-2111